

草津市の新しい介護予防・ 日常生活支援総合事業（案）について

<概要版>

平成26年度の介護保険制度の改正に伴い、すべての市町村は平成29年4月までに「新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」と言います。）」に取り組むこととなり、本市では平成29年4月から総合事業を開始します。

●総合事業実施の背景（本編 P.4～5）

今後草津市では、要介護リスクの高まる75歳以上高齢者の人口は、平成27年から平成37年の10年間で1.5倍と急増し、支援を必要とする高齢者の数が増えることが予想されます。人口全体の中で支援を必要とする高齢者の比率が大きくなると、サービスを提供する従事者が不足してくることが予想されることから、今後、支援が必要な高齢者がさらに増えても、高齢者が住み慣れた草津のまちで暮らし続けられるよう、新たなしくみづくりに今のうちから取り組まなければなりません。

高齢者の多くは、掃除や洗濯、買い物など日常生活上の支援を必要とされています。そこで、専門的な職員だけでなく、より多くの支援者で高齢者の暮らしをお手伝いし、高齢者の暮らしを支えます。

また、高齢者自身が住み慣れた地域で元気でいきいきと暮らし続けられるよう、介護予防の取組みを充実・強化します。

●草津市における総合事業の基本方針（本編 P.5）

本市の総合事業実施においては、次の項目を基本方針とします。

草津市の総合事業実施の基本方針

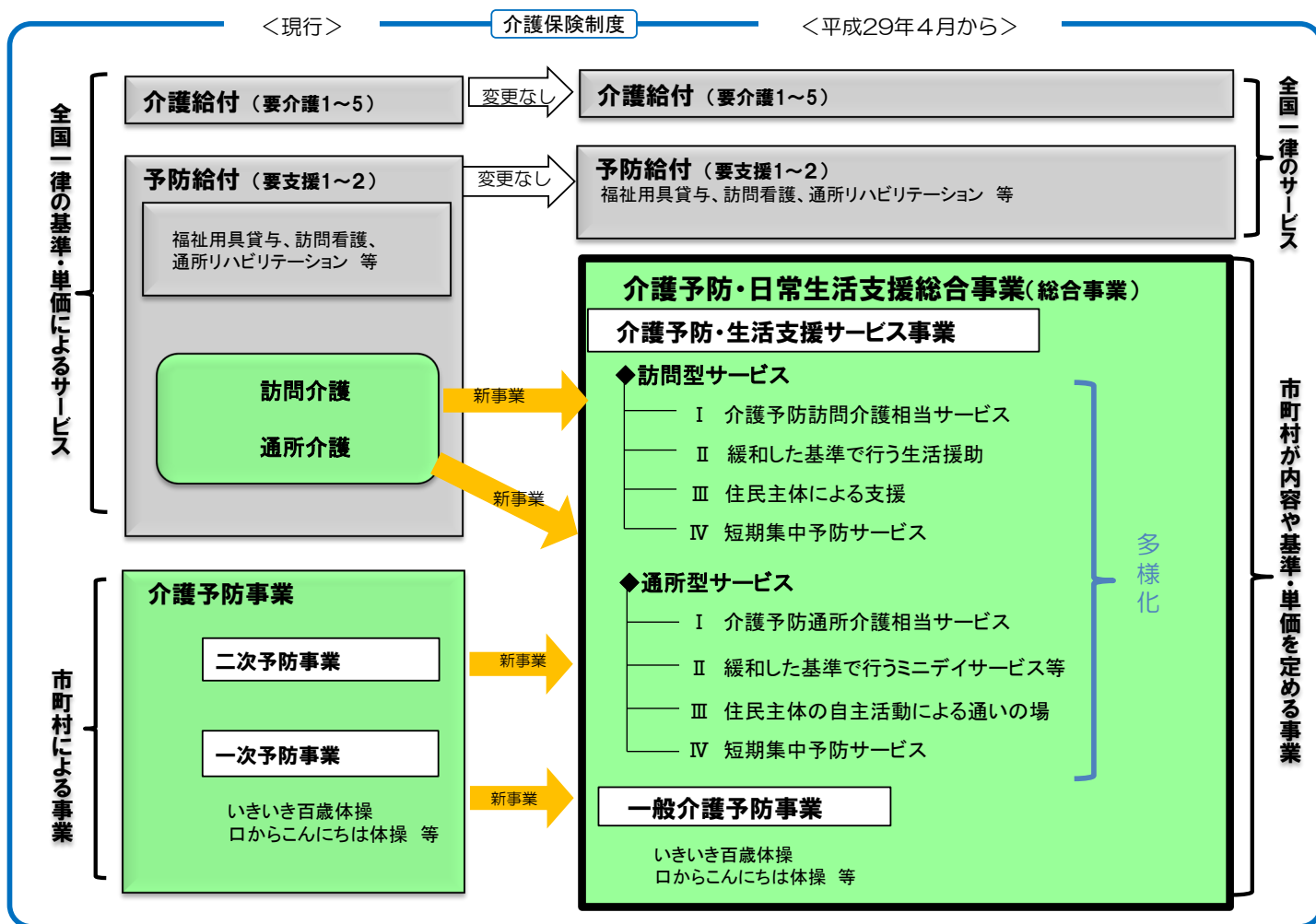
- ① 多様なサービスや支援活動等を提供するための基盤整備
- ② 対象者が要介護・要支援認定に至らないよう予防と自立を促進する支援の充実
- ③ 地域における柔軟な支え合い活動と社会参加を促すまちづくりの促進

●草津市の総合事業の構成 (本編 P.6)

総合事業では、これまで全国一律の基準等により提供していた要支援1・2の人を対象とした介護予防給付のうち「訪問介護（ホームヘルプサービス）」と「通所介護（デイサービス）」のサービス、および市町村の事業として実施してきた「介護予防事業」が、総合事業という新しい枠組みに移行し、様々な形で実施します。

介護予防・生活支援サービス事業では、「訪問型サービス」および「通所型サービス」のそれぞれについて、「現行の基準に相当するサービス」、「現行の基準を緩和したサービス」、「住民主体による支援や活動」、「短期集中予防サービス」の4つのサービス類型を展開し、メニューを多様化します。また、一般介護予防事業では、これまでから取り組んできました「いきいき百歳体操」や「口からこんにちは体操」などの「介護予防事業」の取組みをさらに充実・強化します。

草津市の従来の介護保険制度の構成と、総合事業移行後の構成



(参考)介護予防・生活支援サービス事業のサービスの種類と内容

種別		サービス名	内容
訪問型サービス 	I. 介護予防訪問介護相当サービス	介護予防型訪問サービス	従来の訪問介護と同様の、訪問介護事業所によるサービスで、ホームヘルパーなどの専門職による身体介護や家事援助です。
	II. 緩和した基準で行う生活援助	生活支援型訪問サービス	介護事業所の職員や、民間事業者などに雇用される一定の研修を受けた人などによる家事援助です。
	III. 住民主体による支援	生活サポート事業	シルバー人材センターやNPO法人などの登録者で、一定の研修を受けた人による家事援助です。
		住民主体による支援	困りごとに対する、住民同士の支え合い活動による多様な支援です。
	IV. 短期集中予防サービス	短期集中予防サービス	保健師や歯科衛生士などの専門職による、自宅を訪問しての、生活習慣や介護予防の指導です。通所型サービスの短期集中予防サービスと一体的に指導を行うサービスもあります。
通所型サービス 	I. 介護予防通所介護相当サービス	介護予防型デイサービス	従来の通所介護と同様の、通所介護事業所によるサービスで、介護福祉士等の専門職による体操やレクリエーション、入浴等のサービスです。
	II. 緩和した基準で行うミニデイサービス等	活動型デイサービス	介護事業所の職員や、民間事業者のスタッフなどによる、体操やレクリエーションのサービスです。
	III. 住民主体の自主活動による通いの場	住民主体の自主活動による通いの場	身近な通いの場として、住民団体が運営するサロンや運動教室です。
	IV. 短期集中予防サービス	短期集中予防サービス	理学療法士や作業療法士などの専門職による、運動機能と活動性の向上、体づくりなどを目的とした短期間の支援プログラムです。訪問型サービスの短期集中予防サービスと一体的に支援を行うサービスもあります。

(サービスの類型・基準については本編 P.11~15を参照ください)

●対象者（本編 P.8）

（1）介護予防・生活支援サービス事業

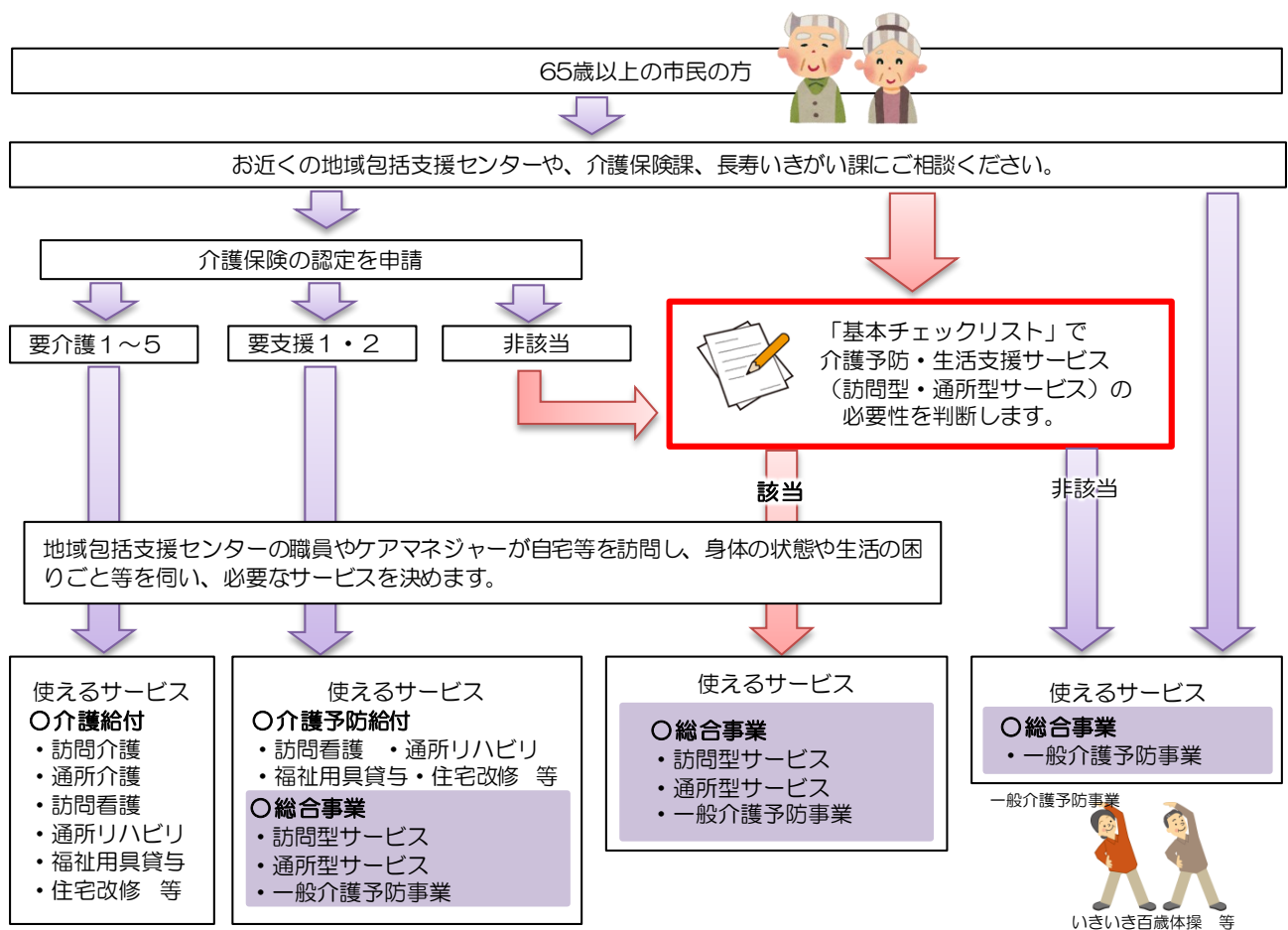
- 要支援認定者
- 基本チェックリスト（※）により事業対象者と判定された65歳以上の方
- ※基本チェックリスト・・・運動、栄養、口腔など生活状況についての25項目の簡易な質問票

（2）一般介護予防事業

- 65歳以上の方

●総合事業のサービス利用の流れ（本編 P.8）

総合事業のサービス利用の流れは次の図のとおりです。



◆利用手続きの一部を簡素化します。総合事業のサービス（訪問型サービス・通所型サービス）のみの利用を希望される方は、基本チェックリストに回答し、総合事業対象者と判定されると、介護認定を受けなくてもサービスを利用できるようになります。

サービスの利用にあたっては、地域包括支援センターの職員やケアマネジャーが作成する「介護予防ケアマネジメント」に基づき、必要なサービス内容が決定されます。